

2016年度 福島県社会人サッカーリーグ 規約

1. 本 部

(一財) 福島県サッカー協会 一種委員会 社会人連盟委員長宅

2. 運営責任者

(1) 総括責任者	(一財) 福島県サッカー協会 一種委員会・ 社会人サッカー連盟委員長
(2) 事務局長	(一財) 福島県サッカー協会 一種委員会・ 社会人サッカー連盟事務局長
(3) 事務局担当	(一財) 福島県サッカー協会 一種委員会委員 地区一種委員長がこの任にあたる（2年持ち回り）
(4) 各試合会場運営責任者	会場係チーム運営委員

3. リーグ参加資格

当該年度（公財）日本サッカー協会に一種登録チームで、（一財）全国社会人サッカー連盟加盟チーム。

4. 参加料

福島県社会人サッカーリーグ運営委員会により決定する。

5. 運営委員会

総括責任者、事務局、各チーム代表者、福島県社会人サッカー連盟委員をもって構成する。

6. リーグの編成

- (1) 1部リーグは、6チームによるホーム&アウェイ制とする。
- (2) 2部リーグは、6チームによるホーム&アウェイ制とする。
- (3) 3部リーグは、東西各ブロック 6チームによるホーム&アウェイ制とする。
但し、6チームに満たない場合には、5ないし4チームで編成する事もある。
東ブロックは、いわき、相双、県北とする。（原則）
西ブロックは、会津、県南、県北とする。（原則）
東西ブロック分けについては、次年度のリーグ参戦の意思表明（同年11月中
を目処とする）をもとに、毎年年末の運営委員会時に見直すものとする。

7. リーグの入替え及び3部優勝決定戦

(1) 1部と2部の入替え

2部1位・2位は、1部に昇格する。

1部5位・6位は、2部に降格する。

但し、東北リーグへの昇格があった場合は、1部6位のみ2部に降格する。

東北リーグへの昇降格が同時にあった場合は、1部5位6位が2部に降格する。

東北リーグより降格があった場合は、1部4位5位6位が2部へ降格する。

東北リーグより降格が2あった場合は、1部3位4位5位6位が2部へ降格する

(2) 2部と3部の入替え

3部東西各1位は、2部へ昇格する。

1部から2部への降格チームが1チームの場合、2部6位のみ3部へ降格する。

1部から2部への降格チームが2チームの場合、2部5位6位が3部へ降格する。

1部から2部への降格チームが3チームの場合、2部4位5位6位が3部へ降格する。

1部から2部への降格チームが4チームの場合、2部3位4位5位6位が3部へ降格する

(3) 3部と地区リーグの入替え

地区リーグ決勝大会1位2位は、3部へ昇格する。

2部から3部への降格チームが1チームの場合、3部東西各6位で降格決定戦を行い、敗退チームが地区リーグへ降格する。

昇降格の状況により、3部東西いずれかが6チームに満たない場合、本来降格対象チームであっても次年度参加を希望する場合は参戦（残留）することが可能とする。

尚、複数チームある場合は参戦（残留）決定戦を行う。

2部から3部への降格チームが2チームの場合、3部東西各6位は地区リーグへ降格する。

2部から3部への降格チームが3チームの場合、3部東西各6位及び東西各5位で降格決定戦を行い、敗退チームが地区リーグへ降格する。

2部から3部への降格チームが4チームの場合、3部東西各5位6位は地区リーグへ降格する

(4) 3部優勝決定戦

全日程終了後に3部東西の優勝チーム同士により3部優勝決定戦を行う。

日程は、原則全日程終了後翌週とし、会場は基本的に中立地区にて1回戦方式にて行う。

(但し、同時期に地区リーグ決勝大会や上位リーグの入替え戦等が予定されている場合には、中立地区ではなくこれらの試合が行われる会場で抱き合せ開催することがある)

試合方法は、本リーグ規約に準じ、80分で勝敗が決しない際にはPK方式にて順位を決定する。

(5) 地区リーグ決勝大会

次年度の参加を希望するチームが3チーム以上あった際には、総当たり方式のリーグ戦を行い、上位2チームを決定する。詳細については、別途行われる代表者会議にて決定する。参加資格は、当該年度（公財）日本サッカー協会に加盟登録されたチームであり、当該地区の一種委員長の承認（捺印）を得た後、9月末日までにリーグ事務局へ申し込みのあつたチームとする。

尚、地域リーグ決勝大会出場条件として、前年度（公財）日本サッカー協会に一種・社会人サッカー連盟登録したチームであり、尚且つ当該年度（一財）福島県サッカー協会が主催する大会に参加実績を有するチームとする。

8. 試合及び登録

(1) 当該年度（公財）日本サッカー協会規定の競技規則による。

(2) 試合時間は80分とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。

延長戦は行わない。

- (3) 選手のエントリーは、50名までとする。
- (4) 試合球は、各チーム2個持ち寄りとする。
- (5) 選手の交代は5名までとする。この交代選手は、試合前に交代要員として記載提出された7名の内からとする。
- (6) ベンチに入ることの出来る人数は、11名（交代要員7名、役員4名）までとし、このメンバーは、試合前記載提出されるメンバー提出用紙に記載しなくてはならない。
この中から唯一1名の者だけが戦術的指示を伝えることができる。この1名は、特定の1名に限定される必要はない。
- (7) 退場を命じられた選手は、次の1試合は出場停止となり、以後の処分については福島県社会人サッカーリーグ規律委員会にはかる。
- (8) 退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員の出場停止処分は、本リーグにて消化する。
尚、同一年度中の本リーグで消化できない場合は、直近の公式戦で消化する。
- (9) 警告の累積が3となった選手は、次の1試合は出場停止となる。
但し、JFA規定に基づき、リーグ戦9試合未満の場合には累積は2とする。
また、年度2度目の累積となった選手は、福島県社会人サッカーリーグ規律委員会に測る。
- (10) リーグ最終戦時点で出場停止試合（期間）を消化できない場合は、翌年度に持ち越すものとする。但し、最終戦で警告の累積が3となった場合を除く。また、リーグ戦9試合未満の場合には累積は2とする。
- (11) 未登録者や、二重登録者等の不正選手が出場した場合、判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。既に行った試合までは適用しない。この場合当該チームの懲罰については規律委員会にはかる。
- (12) 試合成立人数は7名とし、6名以下の場合は不戦敗扱いとなる。
- (13) 外国籍選手は、1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで同時出場できる。
- (14) (公財)日本サッカー協会にクラブ申請し登録されたチーム・選手については、同一母体のチームに限り1試合3名まで同時出場できる。但し、本リーグに登録されている選手でなければならない。
- (15) 背番号は選手固有のものとし、必ず本リーグに登録した番号のものを着用する。
- (16) ユニホームは、ゴールキーパーを含め、異色の正副2着のユニホームを用意し、通常審判員が着用する黒色と容易に判別できる色でなければならない。
ユニホームに自チーム以外のエンブレムやチーム名等が入っているものは使用できない。
広告の表示については、(一財)福島県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に申請し承諾を得たものでなければならない。
(シーズンにおいて背番号の変更は認めない)
- (17) 選手のエントリー追加及び変更等については、別途定める「確認事項」による。
- (18) 各試合60分前までに、メンバー表（4部）、当該年度選手証を会場本部に提出する。
選手証を不携帯の選手及び顔写真が入っていないものは、無効とみなし出場できない。
両チームがメンバー表を提出時点で、会場係、両チーム代表、審判団、(会場責任者)によるマネージャーズミーティングを実施する。(進行は別紙参照)

(19) ベンチについては、ホームチームが会場の本部からフィールドをみて左側とする。

(20) 雷等により試合が中断し、不可抗力により再開できない（開催不能または中止）場合は以下事項を適用とし運営委員長が決定する。

①後半開始 10 分未満 …… 後日再試合

②後半開始 10 分経過以降 …… 中止時点での試合成立

但し、再試合は、試合が開催不可能となった時点で登録されている選手のみ出場可能。

9. 順位決定

試合の勝者は3点、敗者は0点、引き分けの場合は両者に1点の勝点が与えられ、勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同一の場合は、以下の順により順位を決定する。

(1) 当該チームの対戦成績で上位のチーム

(2) 得点－失点の多いチーム

(3) 得点の多いチーム

(4) 順位を決定する必要がある場合は、順位決定戦をする。順位決定戦は1回戦とし、尚決しない場合はPK方式で決定する。

10. 組合せ及び日程

(1) 組合せ及び日程は、福島県社会人サッカーリーグ運営委員会において決定する。

(2) 以後の日程変更は、福島県社会人サッカーリーグ事務局に申請し、運営委員長の承認を得ること。

11. 表彰

1部、2部、3部東西の優勝チームに優勝カップを授与する。

1部、2部、3部東西の各部優秀選手及び得点王、アシスト王を表彰する。

全チームの中からMVP、最優秀GK、最優秀監督それぞれ1名を表彰する。

また、全チームの中からフェアプレー賞に該当するチームを表彰する。

(フェアプレー表彰チームは、1チームとする)

*全チームの中から運営責任者及び記録等運営に携わるスタッフ1名をベストスタッフ賞として表彰する

12. 不戦敗について

0-5の負けとなり、シーズン終了後の順位を最下位とする。

その後の処分については、福島県社会人サッカーリーグ規律委員会にはかる。

13. その他

(1) チームより帯同審判員を派遣（割当）となった際には、必ず審判有資格者を派遣する。

万が一、不正が発覚した際には、その試合は無効となり、福島県社会人サッカーリーグ規律委員会にはかる。

(2) チームの試合結果を始め、得点・アシスト者一覧、出場停止者等について、(公財)福島県サッカー協会一種委員会のホームページ上で開示することができます。

また、各種個人表彰の際にも個人名を掲載することになりますが、予めご了承をお願いいたし

ます。

その他の協議事項は、福島県社会人サッカーリーグ運営委員会において決定する。

附 則

この規約は昭和50年4月1日から施行する。

平成 3年 1月 1日 一部改定
平成 8年 2月 4日 一部改定
平成 9年 3月 1日 一部改定
平成14年 3月 10日 一部改定
平成15年 3月 9日 一部改定
平成16年 2月 21日 一部改定
平成17年 2月 13日 一部改定
平成18年 2月 18日 一部改定
平成20年 2月 9日 一部改定
平成21年 2月 14日 一部改定
平成22年 2月 13日 一部改定
平成23年 2月 12日 一部改定
平成24年 2月 11日 一部改定
平成25年 3月 10日 一部改定
平成27年 3月 8日 一部改定